

## 職員の処分について

本日、次のとおり2件の懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

### 1 職員の駐車場の不正利用等（南区）

(1) 職員 南区 係員（30代）

(2) 処分の内容 停職1年

(3) 処分事由

当該職員は、令和6年11月1日から令和7年2月13日までの間、無断で自家用車通勤をし、通勤手当を不正に受給したものの。

また、令和6年11月1日から令和7年2月12日までの間、通勤に使用した自家用車を来庁者用駐車場に駐車した上で、職務上の地位を利用して駐車場料金減免処理機を計53回不正に操作し、駐車場料金の支払いを免れたもの。

(4) 管理監督者の処分

① 処分の内容

係長級職員：文書訓戒

② 処分事由

部下職員に対する指導監督が不十分であったもの。

### 2 職員の駐車場の不正利用等（西区）

(1) 職員及び処分の内容

| 職員 |            | 処分の内容 |
|----|------------|-------|
| ①  | 西区 係長（50代） | 停職1年  |
| ②  | 西区 課長（50代） | 戒告    |

(2) 処分事由

- 職員①は、令和6年10月1日から令和7年3月18日までの間、無断で自家用車通勤をし、通勤手当を不正に受給したものの。

また、令和6年10月1日から同月30日までの間、通勤に使用した自家用車を来庁者用駐車場に駐車した上で、職務上の地位を利用して駐車場料金減免処理機を計17回不正に操作し、駐車場料金の支払いを免れたもの。

- 職員②は、職員①が非違行為を行っていることを知りながら、故意に上司及び人事課への報告を怠ったもの。

(3) 管理監督者の処分

① 処分の内容

部長級職員：口頭訓戒

② 処分事由

部下職員に対する指導監督が不十分であったもの。

【問合せ先】

人事課長 吉村、人事第2係長 野口

電話：711-4121（内線1351）